

議 第 1 6 号 議 案

「議案第90号富士見市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例の  
制定について」に対する附帯決議について

「議案第90号富士見市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて」に対する附帯決議を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定によ  
り、提出します。

平成28年12月15日提出

富士見市議会議長 津 波 信 子 様

提出者 富士見市議会議員 田 中 栄 志

賛成者 同 八 子 朋 弘

同 深 瀬 優 子

同 根 岸 操

同 加 藤 久美子

提 案 理 由

富士見市立市民総合体育館は拠点施設の一つとして重要であり、富士見市議会として  
決議し、利用者の満足度向上を図るべく、この案を提出します。

「議案第90号富士見市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例の  
制定について」に対する附帯決議

富士見市立市民総合体育館は、市の拠点施設の一つとして市民及び市政にとって重要である。

よって、市の財政は厳しい状況にあるが、利用者の満足度向上を目指し、引き続き利用者をはじめとする市民意見を、指定管理者とも協議しながらきちんと反映させていくことを求める。

ここに、決議する。

平成28年 月 日

富士見市議会